

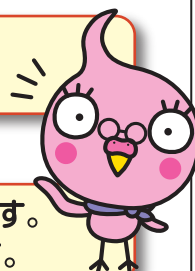
契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
新潟市〇区〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）・・・8日間
- ・電話勧誘販売・・・8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）・・・20日間
- ・特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）・・・8日間
- ・業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）・・・20日間
- ・訪問購入（いわゆる訪問買取）・・・8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

新潟市消費生活センター相談専用電話 025-228-8100

消費生活相談（来所相談は予約制）

相談日 日曜日～金曜日
（祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日を除く）
相談時間 午前9時～午後4時30分

多重債務相談（来所相談は予約制）

相談日 月曜日～金曜日、第2・第4日曜日
（祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日を除く）
相談時間 午前9時～午後4時

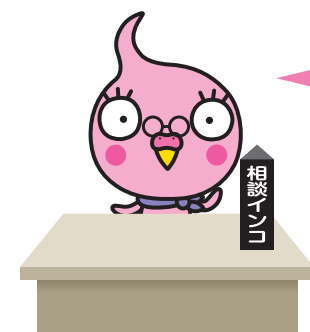


お近くの消費生活相談窓口へはこちら ➡ 消費者ホットライン ☎188

消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あつせん、情報提供などを行っています。

「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？」
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。



SNSで誘われて… もしかして悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



お近くの消費生活相談窓口 消費生活センター
につながります ☎188

新潟市消費生活センター

☎025-228-8100



URL <https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shohi/index.html>

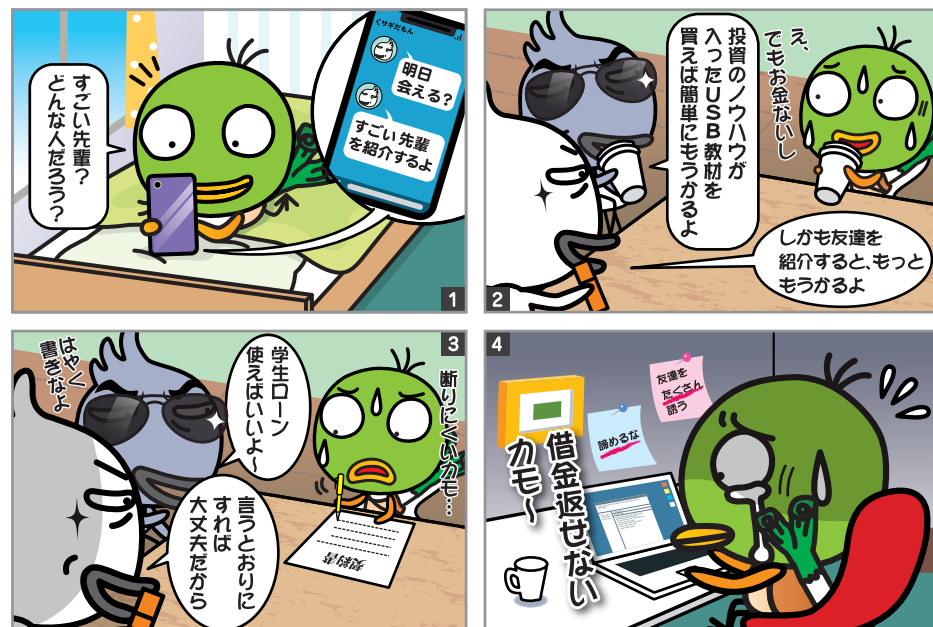


ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■ マルチ商法・マルチまがい商法



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達や先輩から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

■ 架空請求・不当請求



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。記載されているURLに安易にアクセスしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

■ アポイントメントセールス



販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

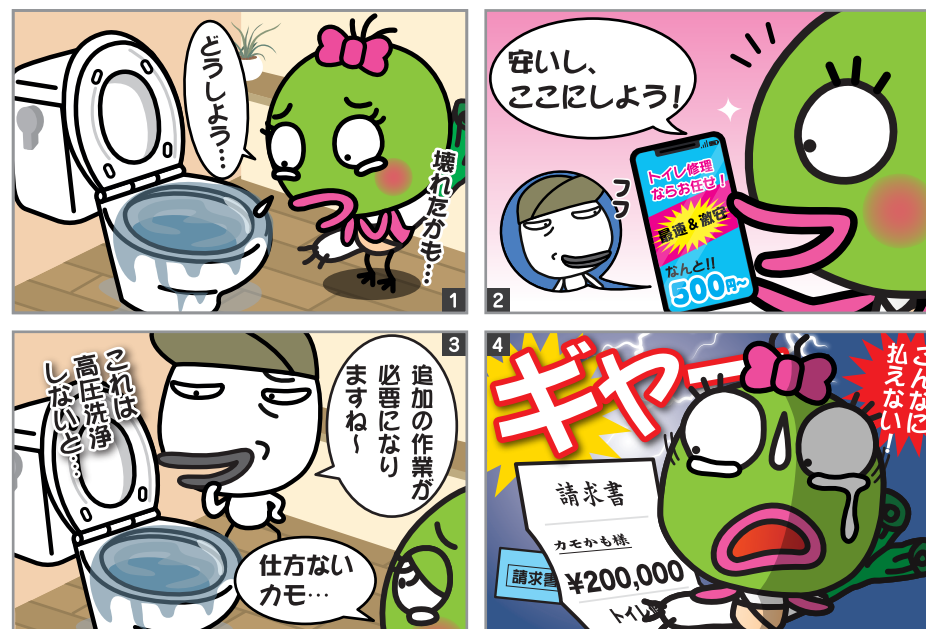
カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気ですぐに断る!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けませんか?**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■ ネット広告等をきっかけとしたトラブル



ネット広告を見て修理を依頼したところ、事業者から広告とかけ離れた高額な請求をされて、トラブルになるケースが見られます。

カモにならないために…

- 「500円～」などの表示がある場合、実際にはその価格より高額になる可能性があるため、表示内容をうのみにしない。
- 作業を依頼する前に、複数社から見積もりをとる。
- 事前に住宅メーカーや施工業者などに緊急時の対応について相談しておく。



これだけは覚えておこう!



「簡単にもうかる」「特別」など、ウマイ話を安易に信用しない!



悪質商法カモ? と思ったら、消費生活センターへ相談!



専門の相談員が、解決のお手伝い!



あやしいと思ったら、すぐに相談。